

神奈川県先天性血液凝固因子障害等医療給付実施要綱

第1 目的

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消することを目的とする。

第2 実施機関

実施主体は、神奈川県とする。

第3 対象疾患

医療給付の対象疾患は、次に掲げる先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症（以下「先天性血液凝固因子障害等」という。）とする。

- (1) 第I因子（フィブリノゲン）欠乏症
- (2) 第II因子（プロトロンビン）欠乏症
- (3) 第V因子（不安定因子）欠乏症
- (4) 第VII因子（安定因子）欠乏症
- (5) 第VIII因子欠乏症（血友病A）
- (6) 第IX因子欠乏症（血友病B）
- (7) 第X因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- (8) 第XI因子（PTA）欠乏症
- (9) 第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- (10) 第XIII因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- (11) von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病

第4 対象患者

医療給付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者（以下「対象患者」という。）とする。ただし、法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- (1) 神奈川県内に住所を有する原則として20歳以上の者
- (2) 医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行うことができる者に限る。）及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行うことができる者に限る。）を含む。以下同じ。）において先天性血液凝固因子障害等に関する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付を受けている者又は先天性血液凝固因子障害等に関する介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービスを受けている者
- (3) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する者
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者

- イ 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

第5 医療給付の方法

医療給付は、先天性血液凝固因子障害等医療の給付について神奈川県知事（以下「知事」という。）と委託契約を締結した医療機関又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）に対し、先天性血液凝固因子障害等の医療に必要な費用を支払うことにより行うものとする。

ただし、知事が必要と認めたときは、契約医療機関等以外の医療機関等において医療等の給付を受けた者に対しても給付を行うことができるものとする。

第6 医療給付の範囲

前項の費用の額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 健康保険又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した医療に要する費用の額の合計額（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額を含む。）から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者又は市町村が負担すべき額を控除した額
- (2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号）」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算定した額の合計額から介護保険法の規定による先天性血液凝固因子障害等に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額（介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあつては、当該規定が適用される前の額）を控除した額
- (3) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者療養申出並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）（以下「先進医療告示」という。）第2第3号に掲げる先進医療（血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の患者であつて、当該疾患に付随してHCVに感染した者に対して行われるものに限る。）であつて、次表に定める医療機関において実施される医療に係る費用

医療機関名	所在市区町村
東京大学医学部附属病院	東京都文京区

第7 医療給付の期間及び更新

- 1 医療給付の期間は、申請書を受理した日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、その期間の始期が1月1日以降であるときは、その終期を翌年度の3月31日までとすることができるものとする。

- 2 前項の給付期間は、受給者の申し出により、更新できるものとする。

第8 医療の受給申請

1 この要綱による医療の給付を受けようとする対象患者又はその保護者若しくは代理人（患者による委任状を所持する者に限る。）（以下「申請者」という。）は、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて知事に申請する。

ア 医師の診断書（様式第2号）

イ 対象患者の住民票の写し、マイナンバーカード、住所が確認できる健康保険証等の写し
ウ 特定疾病療養受療証の写し（第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）、第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）及び血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の患者に限る。）

2 申請者が、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の患者として医療の給付を受けようとする場合は、当該患者であることを証する書類として、次の各号に掲げるもののいずれかを提出するものとする。なお、この場合、医師の診断書の提出は要しないものとする。

(1) 裁判による和解調書の抄本であって、申請に係る者が血液凝固因子製剤に起因するH I V感染者であることが確認できるもの（裁判所により交付されたものに限る。）。

(2) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構により交付された通知書の写し（（財）友愛福祉財団が実施する「血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業」の対象者又は「エイズ発症予防に資するための血液製剤によるH I V感染者の調査研究事業」の対象者であることが示されたものに限る。）。

3 前2項の規定は、第7第2項に定める給付期間の更新を申請する場合に準用する。この場合において、住所に変更がないときは、住民票の写し等の添付を省略することができるものとし、医療給付の始期が10月1日以降であるときは、医師の診断書の添付を不要とする。

4 他都道府県で給付認定を受け、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証（以下「受給者証」という。）を所持している患者が、本県に転入し引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、第1項に規定する書類を添えて知事に申請するものとする。この場合、医師の診断書に代えて転出地で交付された受給者証の写しを提出するものとする。

第9 給付の決定

1 知事は、第8に定める申請書を受領したときは、その内容を審査し、給付の承認又は不承認の決定をするものとする。

2 知事は、給付の承認の決定をしたときは、受給者証（様式第3号）を申請者に交付し、給付の不承認の決定をしたときは、先天性血液凝固因子障害等医療給付不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

第10 申請内容の変更

受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに先天性血液凝固因子障害等医療受給者証変更届（様式第5号）に各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所の変更（神奈川県外への住所変更は除く。）の場合 住民票の写し、マイナンバーカード、住所が確認できる健康保険証等の写し

(2) 医療保険の変更の場合 健康保険証の写し、特定疾病療養受療証の写し（第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）、第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）及び血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症の患者に限る。）

第 11 受給者証の再交付及び返還

- 1 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証再交付申請書（様式第 6 号）を知事に提出することにより、再交付の申請をすることができる。
- 2 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給者証を知事に返還するものとする。
 - (1) 神奈川県外へ転出したとき
 - (2) 医療の必要がなくなったとき
 - (3) その他対象患者の資格を喪失したとき

第 12 受給者証の提示

受給者が医療を受けようとするときは、契約医療機関等に被保険者証等とともに、受給者証を提示するものとする。

第 13 医療費の請求

- 1 契約医療機関等は、受給者に対象疾患に関する医療の給付を行ったときは、その費用を「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）」、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成 4 年厚生省令第 5 号）及び「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）」の定めるところにより、医療保険等負担分と併せて診療（調剤）報酬請求書及び診療（調剤）報酬明細書を神奈川県国民健康保険団体連合会又は神奈川県社会保険診療報酬支払基金に提出することにより、知事に請求するものとする。ただし、これによりがたい場合は、先天性血液凝固因子障害等医療費請求書（医療機関用（様式第 7 号）に先天性血液凝固因子障害等医療費請求内訳書（様式第 7 号の 2 又は 3）を添えて知事に請求するものとする。
- 2 受給者が契約医療機関等に既に支払った医療費がある場合又は契約医療機関等以外で受療した場合は、受給者又はその保護者は、先天性血液凝固因子障害等医療費給付申請書（受給者用）（様式第 8 号）に先天性血液凝固因子障害等医療費証明書（様式第 9 号又は第 9 号の 2）を添えて知事に請求するものとする。
- 3 受給者又はその保護者は、前項の医療費の受領について医療機関等に委任することができる。
- 4 第 6 の(3)に係る費用については、次の各号のとおり取り扱う。
 - (1) 先進医療を実施した医療機関は、知事に対し、先天性血液凝固因子障害等治療費請求書（先進医療分）（様式第 7 号の 4）により請求するものとする。
 - (2) 受給者が、自己負担分を支払って先進医療を受療した場合は、受給者又はその保護者は、先天性血液凝固因子障害等医療費請求書（先進医療分）（様式第 8 号の 2）により知事に申請するものとする。

第 14 医療費の支払

- 1 知事は、第 13 第 1 項の医療費に関する審査及び支払事務を神奈川県国民健康保険団体連合会及び神奈川県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。
- 2 知事は、第 13 第 1 項ただし書き及び第 2 項に定める医療費の請求書等を受理したときは、その内容を審査し、支払額を決定し、速やかに請求者等に支払うものとする。

第 15 文書料の請求及び支払

- 1 知事は、受給者又はその保護者が医療機関等に支払った先天性血液凝固因子障害等医療費証明書の文書料として、別に定める額を支払うものとする。
- 2 前項の文書料は、先天性血液凝固因子障害等医療費給付申請書（様式第8号）に先天性血液凝固因子障害等医療費証明書（様式第9号又は様式第9号の2）を添えて知事に申請するものとする。この場合において、当該文書料の受領について医療機関等に委任することができる。
- 3 知事は、前項の文書料の請求書等を受領したときは、内容を審査し、支払額を決定し、速やかに請求者に支払うものとする。

第16 関係者の留意事項

この事業の関係者は、患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、この事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するとともに、特に個人が特定される者に関する情報（個人情報）の取り扱いについては、その保護に十分配慮し、関係者に対してもその旨指導するものとする。

なお、H I V感染者に係る秘密を医師又は公務員が正当な理由がなく漏らしたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により罰則が課せられることとなっており、当該規定の趣旨を十分に踏まえ、本事業の実施に関連して知り得たH I V感染者に係る個人情報の取扱いについては特に留意するとともに、関係者に対してもその旨指導するものとする。

第17 その他

この要綱に定めるもののほか、医療給付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、対象疾患で治療を受けている者が、第8に定める給付の申請を平成2年3月31日までにに行ったときは、第7の規定にかかわらず平成元年4月1日から給付を行うものとする。
- 3 小児特定疾患医療給付実施要領（昭和48年4月1日）の一部を次のように改正する。
別表（注）中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とする。
- 4 この要綱の施行前に、改正前の小児特定疾患医療給付実施要領により血友病に係る医療給付の決定を受けた20歳以上の者については、当該給付決定の有効期間が満了するまでに受けた医療に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式に基づいて作成した用紙は当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 神奈川県先天性血液凝固因子障害等医療給付実施要綱第8第1項（同第3項において準用する場合を含む。）の規定により、この要綱の施行の日前までに提出された診断書に係る改正前の第15第2項の規定に基づく請求は、給付の承認を受けた診断書に係るものであって、当該請求が平成24年5月31日末までに行われた場合に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。